

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和3年3月8日（月）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

- | | | |
|----|---------------|-------------------------------|
| 第1 | 議案第28号 | 令和2年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 第2 | 議案第27号 | 令和3年度流山市下水道事業会計予算 |
| 第3 | 議案第26号 | 令和3年度流山市水道事業会計予算 |
| 第4 | 議案第29号 | 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案第25号 | 令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第6 | 議案第24号 | 令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計予算 |
| 第7 | 所管事務の継続調査について | |

令和2年度(補正) 管渠工事施工箇所

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第28号(資料)

凡 例

- : 【浸水対策】雨水
- : 【改築更新】下水道ストックマネジメント
- : 【地震対策】下水道総合地震対策

北部中学校災害用マンホール
トイレ整備工事(中野久木)
¥11,880,000

西初石中学校災害用マンホール
トイレ整備工事(西初石4丁目)
¥11,330,000 (R3)

向小金雨水幹線工事
(向小金2丁目)
¥170,841,000

本州団地污水管改築工事
(前ヶ崎)
¥41,400,000

運河駅

江戸川台駅

つくばエクスプレス

流山おおたかの森駅

国道6号線

JR常磐線

0 0.5 1 2 km



令和3年度 流山市下水道事業会計当初予算(案) 概要

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第27号 (資料)

(税込み)(単位:千円)

【収益的収支】

区分	項目	R3年度予算額		R2年度予算額		対前年度比較		説明	明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)		
収	下水道使用料	2,326,465	64.45	2,225,839	62.62	100,626	4.52	令和2年度末 処理区域内人口:189,000人 (見込み) 年間処理水量:19,780,000m ³ 年間有収水量:16,401,000m ³ 有収率:83.00% 普及率:92.3% 令和2年度調定見込額 2,033,623千円 × 1.04(伸び率4%) × 1.1=2,326,465千円	令和元年度末 処理区域内人口:178,558人 年間処理水量:19,666,027m ³ 年間有収水量:15,978,860m ³ 有収率:81.25% 普及率:90.80%
	雨水処理負担金	281,882	7.81	351,591	9.89	△ 69,709	△ 19.83	一般会計からの負担金 281,882千円 雨水処理に要する経費 281,882千円	
	国庫補助金	6,796	0.19	3,170	0.09	3,626	114.38	循環型社会形成推進交付金 6,796千円【浄化槽関連】 本体設置費 3,481千円・転換費 3,315千円	
	県補助金	4,162	0.12	3,530	0.10	632	17.90	生活排水対策浄化槽推進事業補助金 4,162千円【浄化槽関連】 本体設置費 1,740千円・転換費 2,422千円	
	その他営業収益	480	0.01	600	0.02	△ 120	△ 20.00	指定工事店登録手数料 430千円・延滞金 50千円	
	小計	2,619,785	72.58	2,584,730	72.72	35,055	1.36		
益	他会計負担金	97,087	2.69	148,409	4.18	△ 51,322	△ 34.58	一般会計からの負担金 97,087千円 流域下水道の建設に要する経費 12,044千円・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 912千円・水洗便所に係る改修命令等に関する事務に要する経費 18,123千円・不明水の処理に要する経費 46,674千円・高度処理に要する経費 15,941千円・個別排水処理施設整備事業に要する経費 1,249千円・その他 2,144千円 合計(基準内)97,087千円	
	他会計補助金	440	0.01	420	0.01	20	4.76	児童手当補助金	
	長期前受金戻入	892,113	24.72	820,871	23.09	71,242	8.68	資産の減価償却費に係る補助金等の戻入	
	雑収益	171	0.00	170	0.00	1	0.59	下水道占用料	
	小計	989,811	27.42	969,870	27.28	19,941	2.06		
	特別利益	0	0.00	0	0.00	0	-		
	合計	3,609,596	100.00	3,554,600	100.00	54,996	1.55		

費	人件費	112,151	3.17	115,208	3.30	△ 3,057	△ 2.65	職員14名分の人件費 104,890千円・上下水道事業運営審議会2回分の報酬 216千円・会計年度任用職員2名報酬 2,376千円 他	
	委託料	91,223	2.58	94,209	2.70	△ 2,986	△ 3.17	上下水道関連排水設備及び受付等業務委託料 35,401千円・下水道台帳作成業務委託料 15,070千円 調整池及び雨水幹線草刈業務委託等 12,870千円 他	
	修繕費	18,969	0.54	24,732	0.71	△ 5,763	△ 23.30	下水道管渠補修(小破修繕用)	
	光熱水費	4,162	0.12	4,630	0.13	△ 468	△ 10.11	調整池(西平井、新東谷、大堀川8号幹線)、マンホールポンプ26カ所	
	流域下水道維持管理負担金	1,283,532	36.28	1,234,166	35.32	49,366	4.00	江戸川左岸負担金 1,047,049千円(単価63.4円)・手賀沼負担金 236,483千円(単価64.1円)	
	その他営業費用	130,560	3.69	110,947	3.18	19,613	17.68	上記営業費用項目以外の経費(料金徴収等負担金89,351千円、手数料937千円、賃借料3,509千円、通信運搬費2,180千円、浄化槽整備事業補助金15,123千円 他)	
	減価償却費	1,593,328	45.04	1,558,510	44.60	34,818	2.23	構築物等の有形及び無形固定資産減価償却費	
	小計	3,233,925	91.42	3,142,402	89.94	91,523	2.01		
用	支払利息(企業債利息)	263,376	7.44	290,422	8.31	△ 27,046	△ 9.31	企業債利息 (財政融資資金借入金利息 122,759千円、地方公共団体金融機構借入金利息 109,466千円、かんぽ生命借入金利息 28,022千円、 平準化借入金利息 3,129千円)	
	支払消費税	10,000	0.28	30,770	0.88	△ 20,770	△ 67.50	支払消費税	
	雑支出	50	0.00	50	0.00	0	0.00	雑支出	
	小計	273,426	7.72	321,242	9.19	△ 47,816	△ 14.88		
	特別損失	350	0.01	350	0.01	0	0.00	過年度損益修正損 350千円	
	予備費	30,000	0.85	30,000	0.86	0	0.00	予備費	
	合計	3,537,701	100.00	3,493,994	100.00	43,707	1.25		

収益的収支差引(税込み) 71,895千円(3年度) 60,606千円(2年度) 比較 11,289千円
 当年度損益(税抜き) 1,662千円(3年度) △ 10,188千円(2年度) 比較 11,850千円

令和3年度 流山市下水道事業会計当初予算(案) 概要

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第27号 (資料)

【資本的収支】

(税込み)(単位:千円)

区分	項目	R3年度予算額		R2年度予算額		対前年度比較		説明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
収入	企業債	581,850	28.09	757,600	28.88	△ 175,750	△ 23.20	・公共下水道事業債(既成市街地分432,100千円、つくばエクスプレス沿線整備関連分24,950千円、下水道ストックマネジメント5,000千円、地震対策2,700千円) ・江戸川左岸流域下水道事業債 117,100千円
	他会計出資金	321,031	15.50	1,000,000	38.13	△ 678,969	△ 67.90	・水道事業会計から出資金 200,000千円 ・一般会計からの出資金 121,031千円 (・雨水処理に要する経費 107,957千円 ・流域下水道の建設に要する経費 31,824千円 ・高度処理に要する経費 387千円 ・その他 26,205千円 合計(基準内)166,373千円 (調整)△45,342千円)
	国庫補助金	708,430	34.20	599,200	22.84	109,230	18.23	・公共下水道費補助金(既成市街地分 500,780千円、つくばエクスプレス沿線整備関連分 199,950千円(国庫補助 24,950千円、地住交 175,000千円)) ・その他 7,700千円(下水道ストックマネジメント 5,000千円、地震対策 2,700千円)
	受益者負担金	86,442	4.17	89,036	3.39	△ 2,594	△ 2.91	・第1負担区(東深井、中野久木、西平井、館ヶ崎、おたかの森西) ・第2負担区(駒木)
	工事負担金	298,100	14.39	133,200	5.08	164,900	123.80	・つくばエクスプレス沿線地区施行者負担金 298,100千円 運動公園地区(汚水101,200千円、雨水196,900千円)
	負担金	75,295	3.63	43,685	1.67	31,610	72.36	・共用管建設負担金(柏市) 68,612千円、開発者負担金(新設中学校)6,683千円
	他会計補助金	450	0.02	216	0.01	234	108.33	・児童手当補助金
	その他資本的収入	1	0.00	1	0.00	0	0.00	・流域下水道事業還付金
合計	2,071,599	100.00	2,622,938	100.00	△ 551,339	△ 21.02		

支出	建設改良費	人件費	35,492	1.16	30,769	0.82	4,723	15.35	・職員5名分の人件費
		汚水整備事業費	1,231,293	40.26	1,519,976	40.30	△ 288,683	△ 18.99	・委託料 100,913千円 西原第3処理分区汚水枝線実施設計委託(E3-301) 他 ・補償費 11,000千円 手賀沼2号汚水幹線工事 電カケーブル防護等(駒木台地先) 他 ・工事費 管渠工事費 汚水幹線工事 798,393千円 13件 野田第5汚水枝線工事(E3-501)東深井 他 西初石中学校災害用マンホールトイレ整備工事 11,330千円 舗装復旧工事費 263,657千円 11件 第9-4舗装復旧工事(ER3-941)おたかの森西四丁目 他 公共汚水樹設置工事 36,000千円 江戸川左岸流域200箇所・手賀沼流域100箇所 附帯工事費 10,000千円 2本 江戸川左岸流域既設管渠切回し等附帯工事 他
		雨水整備事業費	18,843	0.62	16,555	0.44	2,288	13.82	・委託料 2,200千円 家屋復旧積算及び補償交渉(市内) ・工事請負費 16,643千円 大畔雨水幹線工事(三輪野山)
		下水道ストックマネジメント事業費	30,503	1.00	0	0.00	30,503	皆増	・委託料 30,503千円 下水道管渠テレビカメラ調査業務委託(若葉台団地)、汚水管改築基本計画策定業務委託(若葉台団地)
		有形固定資産購入費	1,350	0.04	120	0.00	1,230	1,025.00	・軽貨物自動車1台
		無形固定資産購入費	150,904	4.94	170,190	4.51	△ 19,286	△ 11.33	・江戸川左岸流域下水道建設費負担金 130,904千円 ・共用管建設費負担金 20,000千円
小計	1,468,385	48.02	1,737,610	46.07	△ 269,225	△ 15.49			
支出	つづく事業沿エクス	汚水整備事業費	136,000	4.45	68,000	1.80	68,000	100.00	・運動公園周辺地区(施工業務委託) 136,000千円 φ200 L=3.3km
		雨水整備事業費	387,000	12.65	119,000	3.16	268,000	225.21	・運動公園周辺地区(施工業務委託) 387,000千円 φ800~1000 L=0.1km 実施設計φ1500 L=0.14km
		小計	523,000	17.10	187,000	4.96	336,000	179.69	
	企業債償還金	1,056,326	34.55	1,036,833	27.49	19,493	1.88	・企業債償還金(財政融資資金462,191千円、地方公共団体金融機構資金390,140千円、かんぽ生命資金182,479千円、平準化償還金21,516千円)	
他会計借入償還金	0	0.00	800,000	21.21	△ 800,000	皆減			
予備費	10,000	0.33	10,000	0.27	0	0.00	・予備費		
合計	3,057,711	100.00	3,771,443	100.00	△ 713,732	△ 18.92			

資本的収支差引(税込み) △ 986,112 千円(3年度) △ 1,148,505 千円(2年度) 比較 162,393 千円

不足額については、過年度分損益勘定留保資金912,096千円及び消費税資本的収支調整額74,016千円で補填する。←内部留保資金内訳書より

令和3年度 下水道工事施工箇所

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第27号(資料)

③野田第5污水枝線工事(E3-501)
(東深井)
¥ 91,680,000

⑫手賀沼2号污水幹線工事(T3-201)
手賀沼2号污水幹線試掘工事
(駒木台)
¥ 21,560,000

⑨流山第2污水枝線工事(T3-201)
(駒木)
¥ 45,224,000

②下水道管渠テレビカメラ調査業務委託
(若葉台団地) ¥ 21,450,000
③污水管改築基本計画策定業務委託
(若葉台団地) ¥ 9,053,000

⑩流山第3污水枝線工事(T3-301)
(駒木)
¥ 46,860,000

⑧第9-4污水枝線工事(E3-941)
(おおたかの森西四丁目)
¥ 108,464,000

⑪駒木第3污水枝線工事
(T3-301)(駒木)
(諏訪の森団地)
¥ 75,092,000

②第4污水枝線工事(E3-401)
おおたかの森西三丁目
¥ 49,249,000

①和田堀3号污水幹線工事
(E3-401)三輪野山
(都市軸道路・下花輪駒木線)
¥ 52,800,000

- 凡 例
- : 【未普及対策】 污水
 - : 【浸水対策】 雨水
 - : 【改築更新】 下水道ストックマネジメント
 - : 【地震対策】 下水道総合地震対策

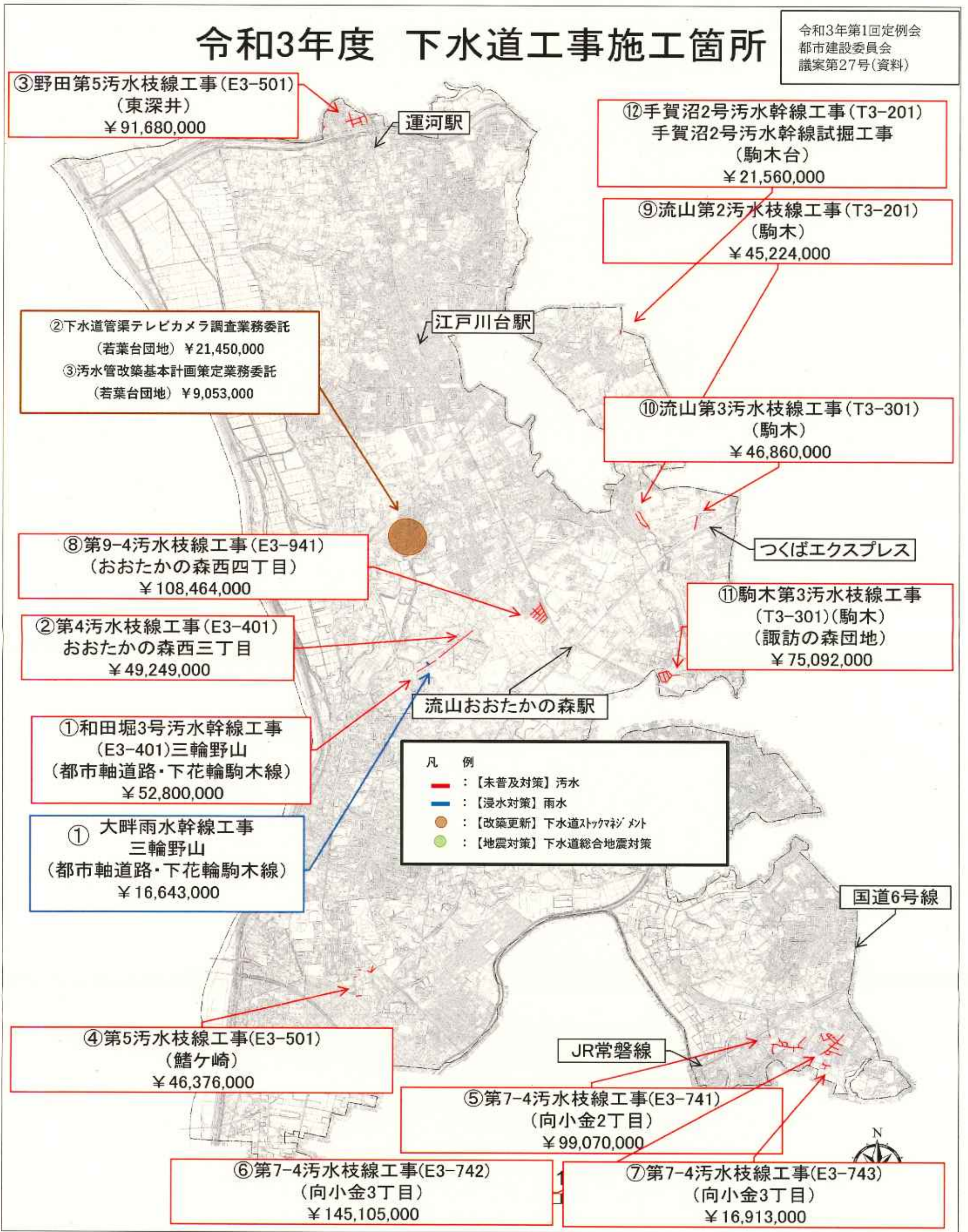
① 大畔雨水幹線工事
三輪野山
(都市軸道路・下花輪駒木線)
¥ 16,643,000

④第5污水枝線工事(E3-501)
(鰭ヶ崎)
¥ 46,376,000

⑤第7-4污水枝線工事(E3-741)
(向小金2丁目)
¥ 99,070,000

⑥第7-4污水枝線工事(E3-742)
(向小金3丁目)
¥ 145,105,000

⑦第7-4污水枝線工事(E3-743)
(向小金3丁目)
¥ 16,913,000



令和3年度 流山市水道事業会計当初予算(案) 概要

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第26号 (資料)

(税込み)(単位:千円)

【収益的収支】

区分	項目	R3年度予算額		R2年度予算額		対前年度比較		説明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
営業 収 入	給水収益	3,409,951	77.99	3,336,671	74.20	73,280	2.20	令和2年度末 給水人口(人) 199,000人 給水栓数(栓) 87,000栓 令和元年度末 給水人口(人) 195,230人 給水栓数(栓) 84,764栓 (見込み) 年間給水量(m ³) 19,048,000m ³ 年間有収水量(m ³) 17,977,000m ³ 年間給水量(m ³) 18,674,642m ³ 年間有収水量(m ³) 17,625,268m ³ 有収率(%) 94.4% 給水普及率(%) 99.6% 有収率(%) 94.4% 給水普及率(%) 99.6% ・水道料金 3,380,149千円=令和2年度予算額3,313,871千円×1.02(令和2予算額の2%増を見込む) ・臨時水道料金 29,802千円=27,093千円×1.1
	他会計負担金	94,463	2.16	80,078	1.78	14,385	17.98	・下水道使用料徴収業務負担金 89,351千円 ・消火栓維持管理経費負担金5,112千円(維持管理費:4,800千円、事務費:312千円)
	その他営業収益	11,984	0.27	15,584	0.35	△ 3,600	△ 23.10	・設計審査等給水装置関係手数料等 1,960件分 6,860千円 ・指定給水装置工事事業者登録手数料 10件分 300千円 工事検査手数料 3,920千円 他
	小計	3,516,398	80.42	3,432,333	76.33	84,065	2.45	
営業 外 収 入	受取利息	1,827	0.04	1,645	0.04	182	11.06	・定期預金利息 1,827千円
	給水申込納付金	543,290	12.43	750,420	16.69	△ 207,130	△ 27.60	・新設 1,900件 533,170千円 ・口径変更 60件 10,120千円 (令和元年度実績 新設 2,291件 576,500千円 変更 97件 21,090千円(税率混合のため税抜き) ※例年、宅地課の調査による令和3年度建築予定数を基に計上しているが、令和3年度には50戸を超える大型マンションの建設計画がないことから、 令和3年度予算は令和2年度の実績値を基に計上する。
	他会計補助金	840	0.02	754	0.02	86	11.41	・児童手当補助金 840千円
	長期前受金戻入	305,395	6.99	306,704	6.82	△ 1,309	△ 0.43	・資産の減価償却費に係る補助金等資本剰余金の戻入
	雑収益	4,173	0.10	4,603	0.10	△ 430	△ 9.34	・下水道事業会計負担金 2,279千円 ・不用品売却収益 41千円 ・北千葉広域水道企業団施設維持費 247千円 他
	小計	855,525	19.58	1,064,126	23.67	△ 208,601	△ 19.60	
特別利益	0	0.00	0	0.00	0	-	・特別利益	
合計	4,371,923	100.00	4,496,459	100.00	△ 124,536	△ 2.77		

費 用	人件費	177,079	5.05	174,530	4.39	2,549	1.46	・職員21名分(管理者を含む)の人件費 168,096千円 ・水道事業運営審議会2回分の報酬 216千円 会計年度任用職員の報酬等 8,021千円 他
	動力費	128,328	3.66	121,653	3.06	6,675	5.49	・浄水場(取水井戸を含む)電気料、ガス料金
	修繕費	156,813	4.47	144,573	3.64	12,340	8.54	・浄水場施設修繕(3浄水場)35,602千円 ・配水管及び給水管等漏水修繕(令和元年度実績288件)48,299千円 ・消火栓修繕 4,800千円 ・漏水修繕に伴う道路舗装復旧18,379千円 ・検定期間満了水道メーター費(13,212個)43,155千円 ・水道メーター交換施工委託関連修繕費(228件)4,391千円 他
	受水費	1,150,728	32.80	1,179,676	29.70	△ 28,948	△ 2.45	・北千葉広域水道企業団からの受水(基本水量=16,425,000m ³ 、使用水量=16,425,000m ³) 1,138,253千円(基本単価 53円/m ³ 、使用単価 10円/m ³)(参考 前基本単価 53円/m ³) ・西平井浄水場工事に伴う追加受水 2,000m ³ ×63円/m ³ ×90日×1.1=12,474千円 ・柏市からの分水 1千円
	委託料	531,129	15.14	489,146	12.29	42,983	8.81	・水道料金徴収等業務委託料183,700千円 ・浄水場運転及び維持管理等委託料(4浄水場)126,555千円 ・上下水道関連漏水修理及び受付等業務委託料 73,102千円 ・水道メーター関連業務委託料 53,589千円 ・流山市水道事業変更届出書作成業務委託料 22,572千円 ・浄水場及び水源地除草作業業務委託料 12,331千円 ・庁舎管理業務委託料(庁舎及び浄水場の整備・清掃等)11,536千円 他
	その他営業費用	76,051	2.17	84,079	2.11	△ 8,028	△ 9.55	・上記営業費用項目以外の経費(手数料:30,569千円、通信運搬費:18,648千円、備消耗品費:3,265千円、負担金:6,984千円、貸借料:7,161千円、光熱水費:3,958千円 他)
	減価償却費	1,070,612	30.52	1,061,908	26.73	8,704	0.82	・構築物、機械及び装置等の有形固定資産減価償却費
	資産減耗費	0	0.00	0	0.00	0	-	
	小計	3,290,840	93.81	3,254,565	81.92	36,275	1.11	
	営業外費用	企業債利息	129,503	3.69	140,667	3.54	△ 11,164	△ 7.84
一般会計納付金	0	0.00	500,000	12.59	△ 500,000	皆減	※4条へ科目変更	
支払消費税	54,314	1.55	44,073	1.11	10,241	23.24	・支払消費税	
雑支出	94	0.00	5	0.00	89	1,780.00	雑支出	
小計	183,911	5.24	684,745	17.24	△ 500,834	△ 73.14		
特別損失	3,178	0.09	3,178	0.08	0	0.00	・過年度損益修正損 3,101千円 ・災害損失 77千円	
予備費	30,000	0.86	30,000	0.76	0	0.00	・予備費	
合計	3,507,929	100.00	3,972,488	100.00	△ 464,559	△ 11.69		

収益的収支差引(税込み) 863,994 千円(3年度) 523,971 千円(2年度) 比較 340,023 千円
当年度損益(税抜き) 734,822 千円(3年度) 372,969 千円(2年度) 比較 361,853 千円

令和3年度 流山市水道事業会計当初予算(案) 概要

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第26号 (資料)

(税込み)(単位:千円)

【資本的収支】

区分	項目	R3年度予算		R2年度予算		対前年度比較		説明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
収 入	工事負担金	120,265	96.81	135,440	14.42	△ 15,175	△ 11.20	・つくばエクスプレス沿線整備に伴う区画整理事業者からの工事負担金 運動公園周辺地区 99,145千円 木地区 12,920千円 ・主要地方道越谷流山線バイパス道路整備に伴う県負担金 8,200千円
	他会計負担金	3,834	3.09	3,334	0.36	500	15.00	・消火栓設置工事負担金(9基分:3,600千円、事務費234千円)
	他会計補助金	120	0.10	0	0.00	120	皆増	・児童手当補助金
	長期貸付金償還金	0	0.00	800,000	85.22	△ 800,000	皆減	
	合計	124,219	100.00	938,774	100.00	△ 814,555	△ 86.77	
支 出	工具器具及び備品取得費	11,911	0.43	2,398	0.07	9,513	396.71	・電話交換機(自動録音機能付き)購入費(NTT) 9,040千円 ・防災用備品購入費 1,628千円(応急給水用給水栓10セット) ・水道事業用無線電話装置 一式 1,243千円
	無形固定資産取得費	132	0.00	0	0.00	132	皆増	・水圧データロガー専用ソフト132千円
	水道ノータ-費	10,555	0.38	10,682	0.33	△ 127	△ 1.19	・新設 10,101千円 2803個 ・口径変更 454千円 114個
	諸設備費	26,000	0.94	0	0.00	26,000	皆増	上下水道局庁舎ガスヒートポンプエアコン更新工事(室外機及び室内機 1階南側系統、北側1-2階系統)
	原水及び浄水施設費	331,787	11.98	555,697	16.99	△ 223,910	△ 40.29	・浄水場更新事業業務委託 11,418千円(おたかの森浄水場配水池基本設計業務 配水池基本設計等) ・井戸設置工事請負費 163,212千円 ・浄水場改修工事請負費(西平浄水場) 110,000千円(全体事業費 400,000千円、継続費 R2年度 290,000千円) ・導水管拡張工事 47,157千円
	配水施設費	968,095	34.95	898,568	27.47	69,527	7.74	委託料 ・配水管改良工事実施設計委託料 24,689千円 ・技術支援業務委託料 52,738千円 他 工事請負費 ・主要配水管改良工事 224,839千円 3本 L=1,060m ・配水管改良工事 老朽管等改良 341,321千円 6本 L=2,391m 下水道工事に伴う配水管改良 235,268千円 5本 L=2,548m ・舗装本復旧工事 76,749千円 4本 A=7,056㎡ 他
	小計	1,348,480	48.68	1,467,345	44.86	△ 118,865	△ 8.10	
	拡張事業費	0	0.00	71,280	2.18	△ 71,280	皆減	
	拡張事務費	5,118	0.19	4,702	0.14	416	8.85	・職員1名分の人件費及び事務費
	小計	5,118	0.19	75,982	2.32	△ 70,864	△ 93.26	
	沿線整備事業費	93,200	3.37	128,605	3.93	△ 35,405	△ 27.53	・配水管等拡張工事実施設計委託料 3,000千円 延長=1,200m ・配水管拡張工事 90,200千円 4本 延長=3,054m
木地区工事費	12,140	0.44	0	0.00	12,140	皆増	・配水管拡張工事 12,140千円 1本 延長=20m	
つくばエクスプレス沿線整備事務費	12,316	0.44	12,105	0.38	211	1.74	・職員2名分の人件費及び事務費	
小計	117,656	4.25	140,710	4.31	△ 23,054	△ 16.38		
企業債償還金	568,763	20.53	556,647	17.02	12,116	2.18	・企業債償還金(財政融資資金償還金 337,303千円、地方公共団体金融機構資金償還金 231,460千円)	
他会計出資金	200,000	7.22	1,000,000	30.57	△ 800,000	△ 80.00	・下水道事業会計への出資	
一般会計納付金	500,000	18.05	0	0.00	500,000	皆増	・出資に基づく一般会計への納付金 500,000千円	
予備費	30,000	1.08	30,000	0.92	0	0.00	・予備費	
合計	2,770,017	100.00	3,270,684	100.00	△ 500,667	△ 15.31		

資本的収支差引(税込み) △ 2,645,798 千円(3年度) △ 2,331,910 千円(2年度) 比較 △ 313,888 千円

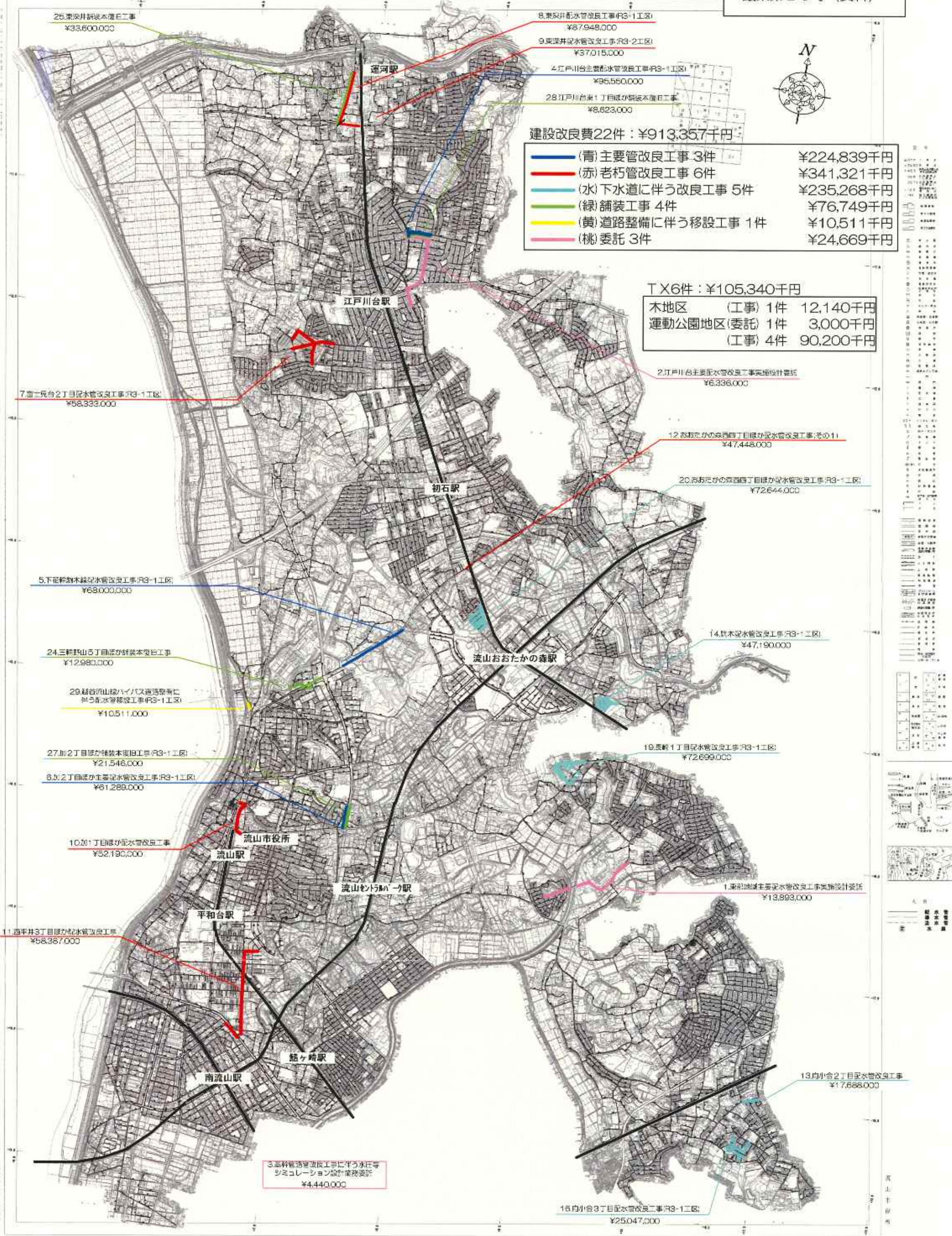
△ 2,145,798 ←※一般会計納付金を含まない資本的収支差引額(税込み)

不足額については、当年度分損益勘定留保資金765,310千円、減債積立金568,761千円、建設改良積立金688,621千円及び消費税資本的収支調整額123,106千円で補填する。

※一般会計納付金(5億円)については、当年度利益剰余金処分額で補填する。

R3年度事業箇所図

令和3年第1回定例会
都市建設委員会
議案第26号(資料)



建設改良費22件：¥913,357千円

(青) 主要管改良工事 3件	¥224,839千円
(赤) 老朽管改良工事 6件	¥341,321千円
(水) 下水道に伴う改良工事 5件	¥235,268千円
(緑) 舗装工事 4件	¥76,749千円
(黄) 道路整備に伴う移設工事 1件	¥10,511千円
(桃) 委託 3件	¥24,669千円

T X 6件：¥105,340千円

木地区 (工事) 1件	12,140千円
運動公園地区(委託) 1件	3,000千円
(工事) 4件	90,200千円

25. 東深井新設本管復旧工事 ¥33,600,000

8. 東深井配水管改良工事(R3-1工区) ¥67,948,000

9. 東深井配水管改良工事(R3-2工区) ¥37,015,000

4. 江戸川台主要配水管改良工事(R3-1工区) ¥95,550,000

28. 江戸川台東1丁目ほか新設本管復旧工事 ¥8,623,000

7. 富士見台2丁目配水管改良工事(R3-1工区) ¥58,333,000

2. 江戸川台主要配水管改良工事実施設計委託 ¥6,336,000

12. おおたかの森西四丁目ほか配水管改良工事, その11 ¥47,448,000

20. おおたかの森西四丁目ほか配水管改良工事(R3-1工区) ¥72,644,000

5. 下花輪淵木線配水管改良工事(R3-1工区) ¥68,000,000

14. 数木配水管改良工事(R3-1工区) ¥47,190,000

24. 三軒山5丁目ほか舗装本管復旧工事 ¥12,980,000

19. 長崎1丁目配水管改良工事(R3-1工区) ¥72,699,000

29. 越谷山線ハイパス道路整備に伴う配水管移設工事(R3-1工区) ¥10,511,000

27. 加2丁目ほか舗装本管復旧工事(R3-1工区) ¥21,546,000

6. 加2丁目ほか主要配水管改良工事(R3-1工区) ¥61,289,000

1. 東部地域主要配水管改良工事実施設計委託 ¥13,893,000

10. 加1丁目ほか配水管改良工事 ¥52,190,000

11. 西平井3丁目ほか配水管改良工事 ¥58,387,000

3. 高幹管改善改良工事に伴う水圧等シミュレーション設計業務委託 ¥4,440,000

13. 内小倉2丁目配水管改良工事 ¥17,668,000

16. 内小倉3丁目配水管改良工事(R3-1工区) ¥25,047,000



「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正の理由及び背景

近年、電気自動車等の普及が進み、また、搭載される電池の大容量化が進展する中、全出力50キロワットを超える急速充電設備の需要が増加し、同設備の普及がさらに加速することが予想される状況です。

現在、全出力20キロワットから50キロワットまでの急速充電設備については、火災の発生のおそれのある設備として「流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号。以下「条例」という。）」第11条の2の規定により、位置、構造及び管理について基準を定め、規制しているところですが、一方、全出力50キロワットを超える急速充電設備は、条例上変電設備の規制が適用されています。

しかし、当該規制では自動車等の充電を行うことが想定されておらず、電気自動車等のユーザーが自ら充電することが出来ないなど、急速充電設備の使用実態と合わない事態が生じるなどの不都合が生じています。

このような状況の中、全国統一的な基準を定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。）の一部改正が行われ、急速充電設備の全出力を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備が行われました。

このため、本市においても、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるとともに、条例第44条の規定に50キロワットを超える同設備について、消防長又は消防署長への設置の届出を要することを追加するほか所要の改正を行う必要が生じたため条例の一部を改正し適切な対応を図ろうとするものです。

2 主な改正の内容

措置内容	対応内容	条項
・屋外に設ける場合の延焼防止措置（全出力50キロワット以下のものを除く。）	・建築物の外壁が不燃材料で造り、又は覆われた開口部の無いものに面しているときを除き、当該建築物から3メートル以上の離隔を確保する。	第11条の2 第1項 第1号
・コネクタの不時の落下防止措置	・充電用ケーブルを保持する補助金具の設置等 ・一般的に普及している、「一般社団法人チャデモ（CHAdeMO）協議会（※1）」規格品のコネクタ	同条 第1項 第13号
・ケーブルを冷却する液体を用いるものに講じる措置	・絶縁性を有する冷却液を用いることや、冷却装置を内部基盤等より低い位置に配置するなど。 ・異常時の自動停止機能	同条 第1項 第14号
・複数の電気自動車等に同時に充電するものに講ずる措置	・出力の切替えに係る開閉器の熱による固着に伴う焼損を防ぐため、開閉器の異常を検知した場合の自動停止機能	同条 第1項 第15号
・蓄電池を内蔵しているものに講ずる措置	・JIS規格により安全性要求事項が担保されたリチウムイオン電池に限定 ・異常な電圧・電流や異常な高温・低温時（※2）の自動停止措置	同条 第1項 第16号

※1 一般社団法人チャデモ（CHAdeMO）協議会

急速充電設備の規格統一や安全性能等を認証している電気機器業界や自動車メーカーで組織された団体であり、国内に設置されている急速充電設備の大部分は当協会の認証品である。

※2 異常な低温時

蓄電池の仕様書等に定められた使用温度範囲を下回る温度。

3 施行期日

令和3年4月1日



・急速充電設備の外観



・コンビニエンスストアでの充電

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車</u>又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（以下「自動車」という。）又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</u>以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えな</p>	<p>(1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p><u>い構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p>	
<p><u>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p>	
<p><u>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>ア電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> <u>イ異常な高温とならないこと。</u></p>	<p><u>(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>ア電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> <u>イ異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p>
<p><u>ウ温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> <u>エ制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p>	
<p><u>(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p>	<p><u>(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p>
<p><u>(18) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p>	<p><u>(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p>
<p>2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p>
<p>(水素ガスを充填する気球) 第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(水素ガスを充てんする気球) 第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。</p> <p>(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸(ろく)屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 掲揚に際しては、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚網の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。</p> <p>(5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。</p> <p>(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。</p> <p>(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上(文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上)のものを、長さ1メートル以下(文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下)ごと及び分岐点の付近において支持すること。</p> <p>(8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充電</u>又は放出については、次によること。 ア屋外の通風のよい場所で行うこと。 イ操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること。 ウ電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。</p>	<p>(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。</p> <p>(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸(ろく)屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 掲揚に際しては、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚網の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。</p> <p>(5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。</p> <p>(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。</p> <p>(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上(文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上)のものを、長さ1メートル以下(文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下)ごと及び分岐点の付近において支持すること。</p> <p>(8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充電</u>又は放出については、次によること。 ア屋外の通風のよい場所で行うこと。 イ操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること。 ウ電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>エ摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。</p> <p>オ水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。</p> <p>(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>エ摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。</p> <p>オ水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。</p> <p>(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3) の2当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) の2入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3) の2当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) の2入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房</p>

改正後	改正前
<p>機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8) の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)</p> <p><u>(10) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p><u>(11) 燃料電池発電設備 (第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)</u></p> <p><u>(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)</u></p> <p><u>(13) 蓄電池設備</u></p> <p><u>(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備</u></p> <p><u>(15) 水素ガスを充填する 気球</u></p>	<p>機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8) の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)</p> <p><u>(10) 燃料電池発電設備 (第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)</u></p> <p><u>(11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)</u></p> <p><u>(12) 蓄電池設備</u></p> <p><u>(13) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備</u></p> <p><u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u></p>

議案第25号

令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

1. 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	3月補正額	補正後予算額	備考
1 財産取入	1 財産売払取入	53	22,928	22,981	
2 清算金収入	1 清算金収入	99,769	70,990	170,759	
3 繰入金	1 一般会計繰入金	608,055	△168,160	439,895	
補正されなかった款項に係る額		19,100	0	19,100	
歳入合計		726,977	△74,242	652,735	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	3月補正額	補正後予算額	備考
1 総務費	1 西平井・鰯ヶ崎地区 総務管理費 2 鰯ヶ崎・思井地区 総務管理費	46,345	△221	46,124	
2 土地区画整理事業費	1 西平井・鰯ヶ崎地区 土地区画整理事業費	515,230	△74,021	441,209	
補正されなかった款項に係る額		165,402	0	165,402	
歳出合計		726,977	△74,242	652,735	

2. 補正内容

(1) 歳入

①保留地売払金の追加 22,928千円

(内容)・鰯ヶ崎・思井地区では、販売実績に基づき22,928千円追加する。

②清算金収入の追加 70,990千円

(内容)・西平井・鰯ヶ崎では、収入実績に基づき70,990千円追加する。

③一般会計繰入金の更正減 △168,160千円

(内容)・西平井・鰯ヶ崎地区では、決算の見地から145,133千円減額する。

・鰯ヶ崎・思井地区では、決算の見地から23,027千円減額する。

(2) 歳出

①総務費の更正減 △221千円

(内容)・西平井・鰯ヶ崎地区では、決算の見地から旅費等を122千円減額する。

・鰯ヶ崎・思井地区では、決算の見地から旅費等を99千円減額する。

②土地区画整理事業費の更正減 △74,021千円

(内容)・西平井・鰯ヶ崎地区では、決算の見地から交付清算金を76,021千円減額するほか、
補償費を2,000千円追加する。

3. 繰越明許費の設定

款	項	金額(千円)	繰越理由
2 土地区画整理事業費	1 西平井・鰯ヶ崎地区 土地区画整理事業費	2,059	地権者との協議に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため、翌年度へ繰り越すもの。
	2 鰯ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費	94,879	地権者との協議に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため、翌年度へ繰り越すもの。
	合計	96,938	

議案第24号

令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

予算書P47～P52

予算説明書P679～P697

1. 歳入歳出予算

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	R3年度予算額
1 財産収入	1 財産売却収入	57
2 清算金収入	1 清算金収入	22,250
3 繰入金	1 一般会計繰入金	273,291
4 繰越金	1 繰越金	2
5 諸収入	1 雑入	2
歳入合計		295,602

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	R3年度予算額
1 総務費		1,947
	1 西平井・鱈ヶ崎地区 総務管理費	745
	2 鱈ヶ崎・思井地区 総務管理費	1,202
2 土地区画 整理事業費		143,302
	1 西平井・鱈ヶ崎地区 土地区画整理事業費	7,005
	2 鱈ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費	136,297
3 公債費	1 公債費	149,353
4 予備費	1 予備費	1,000
歳出合計		295,602

2. 主な事業内容

(1) 西平井・鱈ヶ崎地区

- ①清算金徴収業務（38件）
- ②土地区画整理事業債の元金償還等

(2) 鱈ヶ崎・思井地区

- ①清算金徴収交付業務（徴収78件、交付93件）
- ②家屋等移転補償（事業損失補償59件）